

平成 28 年 11 月 11 日

環太平洋パートナーシップ協定及び  
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案

民進党・新緑風会 浜口 誠

民進党・新緑風会の浜口誠です。私は、会派を代表して、TPP 及び TPP の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について質問いたします。

衆議院で TPP が強行採決されました。安倍総理が「結党以来、強行採決をしようと考えた事はない」と国会で断言されたにも関わらず、こうした暴挙に至った政府・与党の傲慢な国会運営に対し、満身の怒りをもって厳重に抗議しなければなりません。

<米国大統領選挙の結果を踏まえた現状認識>

さて、米国大統領選挙でトランプ氏が勝利しました。トランプ氏は繰り返し TPP 脱退を表明しており、今回の選挙結果で TPP を取り巻く環境は激変しました。TPP が発効しない可能性が極めて高くなった中で、日本だけが何の軌道修正もせず、手続きを進めていることは、全く理解できません。外交上から見ても、TPP を優先させ、COP22 までにパリ協定を批准・発効できなかった事は、まさに政府の大失態です。今、政府がやるべきことは、速やかに予算委員会を開き、大統領選挙の結果を受け、動揺の渦中にある市場関係者をはじめとした我が国の国民に対し、経済問題や日米関係の今後の展望について、日本国政府としてのメッセージを発信していくことだと考えます。安倍総理のご見解をお示し下さい。

<政府の秘密主義に対する国民の理解度>

私達、民進党は、綱領にも定めたとおり、市場経済を基本とし、持続可能な経済成長を実現するため、TPP や日中韓 FTA、RCEP などの高いレベルの経済連携により、将来にわたる日本の経済成長を更に推し進めていきたいと考えております。TPP は、日本としてこれまで経験のない過去最大級の経済連携協定であり、その対象は、農林水産物や工業製品だけではなく、食の安全・安心、医療・医薬品分野、政府調達、金融・共済、知的財産権など、24 分野にもおよび、日本の国益、国民の生活や社会に大きな影響を与えるものであります。また、多く

の国民が、TPP は非常に複雑で、中身もわかりづらいと感じています。だからこそ、国民に十分な情報提供を行い、どのような影響があるのか、ないのか。メリット、デメリットをわかりやすく説明し、幅広い国民的な議論を通じて、しっかりと時間をかけて合意形成を図ることが最も重要です。しかし、これまでの審議を振り返った時、政府の対応は国民に対して「正直」だったと言えるでしょうか。参加国間での秘密保持契約があるとはいえ、交渉過程が記載された資料が、のり弁と揶揄されるほどの黒塗り一色であったこと。また、SBS 米の調整金に関する調査が不十分かつ曖昧な内容だったことは、その典型例です。これら一連の政府の不誠実な対応に、国民は強い不信感を感じています。

国民に正直でなければ、TPP に対する国民の信頼と納得は生まれません。総理は、国会審議を通じて国民への説明責任を果たしていきたいと述べられましたが、NHK と共同通信が直近に実施した世論調査では、TPP を今国会で承認すべきかの賛否に対し、賛成 19%、反対 17%に対し、「どちらとも言えない」との回答は 52%にも上りました。さらには、約 8 割が TPP の承認に慎重な審議を求めている、国民の多くは未だ TPP に対する理解が深まっておらず、早期の結論を望んではいないのです。政府は、昨年 10 月の大筋合意後、説明会は 300 回以上実施、公表した資料は 4000 ページにも及ぶと説明していますが、こうした取り組みは、国民の理解と納得が進んでいなければ、何の意味もありません。私は、労働組合役員時代に、賃金制度の見直しなどに取り組んだ経験があります。一企業労使の事例ですが、会社との論議状況や新しい賃金制度の内容などを、何度も組合員に説明し、様々な意見もいただきながら、組合員への理解と納得を得るためには、1 年半を超える時間と議論を要しました。翻って、TPP に関する衆議院での議論は、約半年です。他の参加国は、急がず時間をかけてじっくり議論している状況にも関わらず、日本だけが、国民の理解や合意形成が不十分な中で、なぜ早期に結論を出すことが必要なのでしょう。安倍総理、国民に納得のいく必要性を説明して下さい。

## <国内産業への影響と対策>

次に、国内産業に関して、石原大臣に伺います。自動車部品の米国への輸出については、一部の部品で関税撤廃までに 10 年を超える長い期間のものもありますが、8 割以上の部品で即時関税撤廃となり、米韓 FTA を上回る水準になっていること。また、原産地規則の統一化、労働分野での ILO 中核的労働基準の明記、知的財産権の保護、輸入手続きの簡素化が、全ての参加国で共通化されること。こうした点については、率直に評価したいと思います。

一方、政府は、TPP は、中小企業にとっても大きなメリットが及ぶとしていま

すが、JETRO の調査によると、FTA 利用率は大企業は 50%を超えています、中小企業は 33%程度に止まっています。中小企業の FTA 活用を更に進めていくための具体的な方策をお答え下さい。

また、新たに採用される原産地証明の自己証明制度ですが、各事業者が機動的に証明を作成出来る利点がある一方で、自己証明の作成に慣れていない中小企業が困ることが予想されます。関係書類の作成が中小企業にとって過度な負担とならないような支援や工夫が必要ではないでしょうか、答弁をお願いします。

また、米国への完成車輸出は、乗用車、キャブシャシは 14 年間関税据え置き、25 年目で撤廃、トラックは 29 年間関税据え置き、30 年目に撤廃など、関税撤廃までの期間が非常に長くなっています。自動車産業は、地産地消のスタンスのもと現地生産を拡大していますが、国内の雇用維持のためには、国内販売の活性化と合わせ、国内生産は年間 1 0 0 0 万台レベルが必要です。昨今、少子化や個人消費の低迷、また、自動車ユーザーに対する自動車関係諸税の重い税負担が続く中で、国内販売は年間 5 0 0 万台を割り込み、大変厳しい状況です。こうした中で、乗用車等の関税撤廃までの期間が非常に長くなったことは、輸出台数に影響し、国内の生産台数の確保や雇用維持の観点からは、課題を残したと考えます。日 EU EPA、日中韓 FTA 等では、今回の長い撤廃期間を前提としない、このことを約束して下さい。答弁をお願いします。

また、投資家と国との間の紛争解決手続きである ISDS について伺います。政府は、これまで結んできた 3 3 の EPA や投資協定にも ISDS は含まれており、日本は一度も提訴されていないこと、提訴までのハードルが上がっていることなどから、懸念はないと説明しています。絶対に、日本としてリスクはないのでしょうか。2015 年末までに ISDS に基づく国際仲裁は、累計 696 件あり、このうち米国企業・投資家が原告となっているものは 138 件と断トツに多いのも事実です。国会での参考人質疑でも、訴訟大国 米国との ISDS に対して懸念する声が多くありました。こうした不安視する意見に対して、石原大臣のご所見をお伺いします。

### <農業重要 5 品目、SBS 米の調整金調査>

次に、農業重要 5 品目についてお伺いします。国会決議では、8 項目ある決議の 1 番目に重要 5 品目の決議が書かれており、その位置づけの重さが伝わってきます。決議には、重要 5 品目は、再生産可能となるよう除外、再協議の対象とし、10 年を超える段階的な関税撤廃も認めないとなっています。この決議は、与野党問わず農林水産業関係者の強い思いを受けて、まさに魂を込めて作られ

たものです。この重い国会決議がある中で、重要 5 品目の 594 タリフラインの内、何故 170 タリフラインで関税を撤廃したのか。政府は、国会決議は守られたと説明していますが、本当にそうでしょうか。例えば、牛肉の輸入急増を防ぐためのセーフガード。政府は現行制度に比べて発動しやすいと答弁していますが、関税が段階的に引き下げられる過程におけるセーフガードの有効性について、何ら説明をしていません。さらに 16 年目以降は、4 年連続発動がなければ、セーフガードは廃止され、まさにノーガード状態となります。また、畜産農家への経営支援制度、通称マルキンの財源は関税収入ですが、TPP によって、牛肉関税収入は約 680 億円減少すると推計されており、畜産農家は今後の市場価格の下落に加え、支援金が減少するのではないかとの大きな不安を抱えています。このような状態で、再生産可能を求めた国会決議に反していないと本当に言えますか。安倍総理の明確な答弁を求めます。

また、SBS 米調整金の調査に関して、お伺いします。農水省の調査では、これまでの 1700 を超える SBS 米取引の全容が明らかになっていません。さらに、42 の買受業者が金銭のやりとりが過去または現在あると回答しているのに、実需者への販売価格については 2 業者だけの状況しか把握できていませんが、政府は SBS 米の販売価格に影響がなかったと強弁しています。この曖昧で不十分な調査内容では、農業関係者はじめ、国民の SBS 米の調整金に対する不信感を払拭することは全くできません。農水大臣に再調査することを求めます。答弁をお願いします。

### <新薬の保護強化>

次に、医薬品の知的財産保護についてお伺いします。TPP では、医薬品承認のための試験・審査によって、特許権による利益を得られなかった期間を勘案し、特許期間の延長を認める『特許期間延長制度』、『新薬のデータ保護期間にかかるルールの構築』、ジェネリック薬の承認審査時に、特許権の侵害を考慮する仕組みである『特許リンケージ制度』の 3 つが導入されます。また、医薬品の特許は、成分が同じでも、用法・用量等を変えることで新薬として特許申請する『エバーグリーンング』によって、特許権が延長される可能性もあります。こうしたことにより、新薬価格の高止まり、安価なジェネリック薬の普及の遅れが懸念され、国内では患者負担の増加や医療保険財政への影響、さらには新興国等への安価な医薬品普及にも大きな障害になると危惧されています。こうした不安の声に対して、塩崎大臣のご所見を伺います。

### <食の安全>

次に、食の安全に関してお伺いします。食の安全は、国民の健康と生命を守るためには、必要不可欠なものです。これまでも、輸入食品に対しては、コーデックス基準など国際的な規格や基準に沿うように、残留基準など独自の安全基準を定め、国民の食の安全を確保してきました。一方で、肥育ホルモンや飼料添加物等については、日本での使用は禁止、輸入食品への使用は認めているという、ダブルスタンダードが存在しています。消費者としては、現状でも、こうした落とし穴があることに、不安を感じます。今後、輸入食品が増加する中、輸入食品に含まれる肥育ホルモン等に対する日本独自の安全基準強化や、消費者目線の実効性ある遺伝子組み換え等の食品表示の拡大・強化が必要と考えますが、TPP 発効により食の安全への影響は絶対にならないと約束できますか、松本大臣の答弁を求めます。

最後に、外交交渉において「100」「ゼロ」の交渉結果はあり得ません。だからこそ、私達民進党は、TPP の全体像や国民生活へのメリット、デメリット両面を明確にしていきます。そして、総理が国家百年の計と言われている今回の TPP が、将来、我が国と国民に禍根を残すことのないよう、国民目線で徹底的に、トコトン審議していくことを約束し、私の質問を終わります。

以上